

大阪母子医療センター研究公正委員会設置規程

(設置)

第1条 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター(以下、「センター」という。)において、公的研究費等の取扱事務が適正に行われるよう、研究公正委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、公的研究費等に係るセンターの事務が適正に行われるよう、その執行状況について審議を行い、必要と判断される場合、総長に意見具申を行う。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長に病院長、副委員長に副院長をもって充てる。
- (2) 委員は、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者並びに学識経験を有する者をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 委員会は、3分の2以上の出席をもって開催するものとする。
- 4 委員長は、関係者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、臨床研究部臨床研究支援室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。